

平成二十年
二 月 中

秋 田 県 公 報 目 録

第千九百四十九号から
第千九百五十七号まで

公布又は 公示番号	題 名	公報番号	日
	規 則		
一	秋田県行政組織規則の一部を改正する規則	号外一	一五
	告 示		
五〇	皆伐面積の限度	一九四九	一
五一	都市計画の決定による送付図書の縦覧	〃	〃
五二	都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧	〃	〃
五三	道路区域の変更	〃	〃
五四	港湾法に基づく放置等の行為を禁止する区域及び物件の指定	〃	〃
五五	係留保管誘導区域の指定	〃	〃
五六	証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出	〃	〃
五七	地籍調査の成果の認証	一九五〇	五
五八	漁船損害補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出	〃	〃
五九	指定施設要件変更予定通知	〃	〃
六〇	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出	〃	〃
六一	大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出	〃	〃
六二	開発行為に関する工事の完了	〃	〃
六三	都市計画事業の事業計画の変更認可	〃	〃
六四	〃	〃	〃
六五	市町村が処理することとする権限移	一九五一	八
六六	讓対象事務の範囲等の一部改正	一九五一	八
六七	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	〃	〃
六八	生活保護法による医療機関の指定	〃	〃
六九	生活保護法による介護機関の指定	〃	〃
七〇	生活保護法による指定介護機関の変更	〃	〃
七一	保安林予定森林の指定通知	〃	〃
七二	〃	〃	〃
七三	指定施設要件変更予定通知	一九五二	二
七四	秋田県児童会館の使用に係る利用料金の承認	〃	〃
七五	救急病院の認定	〃	〃
七六	証紙売りさばき人の廃止の届出	号外一	一四
七七	県議会定例会の招集	一九五三	一五
七八	中小企業等協同組合法及び同法施行規則の規定に基づく秋田県知事が定める事項	一九五三	一五
七九	道路区域の変更及び供用開始	一九五四	一九
八〇	市町村が処理することとする権限移讓対象事務の範囲等の一部改正	一九五四	一九
八一	保安林の指定	〃	〃
八二	行政文書の公開の実施状況の公表	一九五五	二二
八三	秋田県個人情報保護条例の運用状況の公表	〃	〃
八四	保安林予定森林の指定通知	〃	〃
八五	保安林の指定の予定	〃	〃
八六	建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の通知の請求の時期及び方法等	〃	〃
八七	道路区域の変更	〃	〃
八八	市街地再開発事業の事業計画の認可	一九五六	二六
八九	生活保護法による医療機関の指定	一九五六	二六
九〇	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	一九五六	二六
九一	生活保護法による介護機関の指定	〃	〃
九二	漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出	〃	〃
九三	建築基準法による指定確認検査機関に対する確認検査業務に対する監督命令	〃	〃
九四	争議行為の予告	〃	〃
九五	土地収用法による事業の認定	一九五七	二九
九六	通行車両の総重量の最高限度を二十五トンとする道路の指定	〃	〃
九七	通行車両の高さの最高限度を四・一メートルとする道路の指定及び通行方法	〃	〃
	公 告		
	特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	一九四九	一
	〇 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施	〃	〃
	〇 秋田県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の数	一九五一	八
	〇 特定非営利活動法人の設立の認証の申請	〃	〃
	〇 土地改良区の役員の変更及び就任の届出	〃	〃
	〇 土地改良区の役員の変更及び就任の届出	一九五二	一二
	〇 県営土地改良事業の換地処分	〃	〃
	〇 土地改良区の土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定	〃	〃

<p>○県営土地改良事業計画の決定 一九五二 一二</p> <p>○土地改良区の役員の退任及び就任の届出 ” ”</p> <p>○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 一九五三 一五</p> <p>○特定調達契約に係る落札者の決定 ” ”</p> <p>○ライセンス調達契約に係る一般競争入札の実施 一九五五 二二</p> <p>○情報共有システム構築委託契約に係る一般競争入札の実施 ” ”</p> <p>○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 ” ”</p> <p>○土地改良区の役員の新任及び就任の届出 ” ”</p> <p>○県営土地改良事業の換地計画の決定 ” ”</p> <p>○県営土地改良事業の換地処分 一九五六 二六</p> <p>○土地改良区の役員の新任及び就任の届出 ” ”</p> <p>○一般競争入札の実施 ” ”</p> <p>○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 一九五七 二九</p>	<p>人事委員会規則</p> <p>人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則 一九五三 一五</p> <p>公安委員会規則</p> <p>秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 一九五七 二九</p> <p>公安委員会告示</p> <p>一四 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施 一九五二 一二</p> <p>監査委員会公告</p> <p>五 包括外部監査の結果に基づき講じた措置 号外一 一九</p> <p>七六 ” ” ” ”</p>	<p>教育委員会規則</p> <p>一 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 号外一 七</p> <p>教育委員会告示</p> <p>三 教育委員会会議の開催 一九五〇 五</p> <p>選挙管理委員会告示</p> <p>八 政治団体の設立の届出 一九五七 二九</p> <p>九 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出 ” ”</p> <p>一〇 政治団体の解散の届出 ” ”</p> <p>一一 政治団体の収支に関する報告書 ” ”</p>	<p>正 誤</p> <p>○平成十八年十月十三日付け秋田県告示第七百二十六号の正誤 一九四九 一</p> <p>○平成十九年三月三十日付け秋田県企業職員給与規程の正誤 一九五一 八</p> <p>○平成十八年六月二日付け秋田県告示第四百九十八号の正誤 一九五七 二九</p> <p>○平成十九年九月二十八日付け秋田県教育委員会規則第十四号の正誤 ” ”</p>
---	---	---	--

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県印刷所
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
 E-mail:matsubar@matubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄